

水道課からのお知らせ

水道管にも冬じたくを

気温がマイナス3度前後になると、水道管や蛇口が凍って水が出なくなったり、水道管が破裂したりすることがあります。もう一度ご家庭の水道管を点検して凍結による被害から守りましょう。

特に注意しなければならぬのは…

- むき出しになっている水道管
- 風当たりの強いところにある水道管や蛇口
- 屋外にある水道管や蛇口

凍結を防ぐには…

水道管を保温材で保護しましょう。

保温材の取付けについては、指定給水装置工事業者にご相談ください。また、保温材は市販されていますので、ご家庭で取付けるときは、次のことに注意してください。

- ① 保温材は厚さ2センチ以上のものを使用してください。
- ② 屋外の水道管には、外面に

アルミ箔が貼り付けてあるものを使うか、外側をアルミ箔で巻く。

- ③ 継ぎ目や蛇口の付け根などは、雨水や水分がしみこまないようテープでしっかりと巻く。

凍結して水が出ないときの応急処置は…

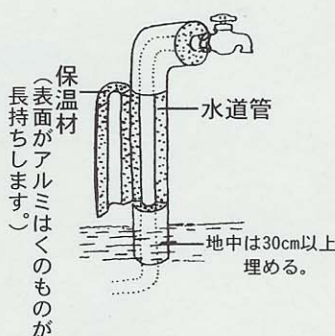
蛇口にタオルを巻き、その上からぬるま湯をかけ、ゆっくり時間をかけて溶かしてください。

熱湯をかけると蛇口や水道管が破裂することがありますので、注意してください。

水道管が破裂したときは…

止水栓がメーターボックスの中のバルブで水を止め、水道課か指定給水装置工事業者に修理を申し込んでください。

いざというときに慌てないように、普段からメーターボックスや止水栓の位置を確認しておきましょう。



メーター検針にご協力を

現在、メーター検針は1か月に1回行っています。雪でメーターボックスが埋まったり、ボックスの上に物が置いてあったりすると、検針にたいへん時間がかかり、誤針の原因になることもあります。検針がスムーズに行えるようご協力をお願いします。

また、転居や長期間水道を使用されないときなどは、役場水道課に閉止届を速やかに出してください。

※お問い合わせ
水道課水道係

☎ 56-3111

宅内排水設備の維持管理について

宅地内の排水設備（排水管や枳）は、個人の大切な財産であり、その維持管理は個人で自主的に行っていただくことになります。

最近、排水設備の無料点検とあわせて、清掃の勧誘に回る業者があるようです。「特定商取引法」では、このような訪問販売等は規制されており、もし、業者に点検や清掃を依頼される場合には、その場に立ち会ったり、契約書を交わすなど慎重に行ってください。

なお、役場からは排水設備の点検や清掃を業者へ依頼するようなことは一切行っておりませんので、ご注意ください。

ご不明な点がありましたら、水道課下水道係

（電話番号56-3111）までお問い合わせください。

また、契約等におけるトラブルが発生したときは、鳥取県立消費生活センター（電話番号34-2668）にご相談ください。



下水道係からのお知らせ